

第3回中小企業等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している中小企業や個人事業者を対象に、事業の継続を下支えするための応援給付金を支給します。

支給額は

1事業者あたり

最大**20万円**

ただし、売上高や減少率等の条件によって5万円・10万円・20万円のいずれかの支給額となります。

受付期間:令和3年4月1日(木)～5月31日(月)

※ただし、国の一時支援金が審査中などの理由で5月31日までに申請が難しい方はご相談ください。

支給対象となる主な要件

詳細は裏面をご覧ください

市内に主たる事業所(事業を営む拠点)を有する事業者で、

- ① 前年同月比で売上高が20%以上減少していること
- ② 令和2年12月1日より前から継続して事業を営んでいること
- ③ 市税等の滞納がないこと(ただし、令和2年度の納税誓約がある者は支給対象とします)
- ④ 国が実施する令和3年1月に発令された緊急事態宣言の影響緩和に

係る一時支援金の対象とならないこと(一時支援金問合せ先:0120-211-240)

⚠ 全国的に給付金の不正受給が増加しています。申請情報等は正確にご記載下さい。

支給対象者

★ 伊東市内に主たる事業所（事業を営む拠点）がある、中小企業及び個人事業者

支給の要件

- 令和3年1月から3月までの間、いずれかひと月の売上高が前年同月比で20%以上減少
※前年同月との比較ができない場合は、ご相談ください
- 令和2年12月1日より前から継続して事業を営んでいる
- 市税等の滞納がないこと（ただし、令和2年度分の納税誓約がある者は支給の対象とします。）
- 伊東市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと
- 国が実施する令和3年1月に発令された緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象とならないこと

支給額の算定方法

① 減少率の算定

① 令和3年1月～3月までの期間で、前年に比べて売上減少している任意のひと月を選択し売上高を確認

② ①で選んだ月と、比較する前年同月の売上高を確認

③ ①、②で選択したひと月あたりの売上高に基づき、下記の式で減少率を算定

「減少率」＝

$$\frac{(\text{前年同月売上} - \text{今年対象月売上})}{\text{前年同月売上}} \times 100$$

①で算定した減少率

50%以上

20～49%

20%未満

②

売上高の確認

①で用いた前年同月の売上高を確認

売上高の確認

①で用いた前年同月の売上高を確認

対象外

前年比較したひと月あたりの売上高

20万円以上

20万円未満

20万円未満

20万円以上

支給（見込）額

20万円

5万円

10万円

申請手続きについて

受付期間：令和3年4月1日（木）から5月31日（月）まで

※ただし、国の一時支援金が審査中などの理由により5月31日までに申請が難しい方はご相談ください。

その1 申請書の入手

伊東市ホームページから申請書をダウンロードして使用してください。

第3回伊東市中小企業等応援給付金（URL）
<https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/covid19/50/9584.html>



※なお、インターネット環境を利用できない方は、郵送対応しますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

その2 申請書の作成

- 申請書兼請求書
- 誓約書
- 売上減少を比較するそれぞれの月の売上高の分かる書類（それぞれの月の売上台帳、売上帳簿の写しなど）
➤第2回中小企業等応援給付金の交付を受けた方は、以下の書類④～⑥を省略することができます。
※ただし、第2回の申請情報（住所、振込先等）に変更がある場合は、全てご提出ください。
- 市内に主たる事業所があることのわかる書類（法人：会社概要、登記事項証明書の写しなど）（個人事業主：確定申告書や開業届の写しなど）
- 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写しなど）
- 振込先口座が分かる書類（通帳の写し）

※市外居住者の方は納税証明書の写しが必要となります。

その3 申請書の提出

感染拡大防止のため「郵送」のみの受付となります。

郵送先

〒414-8555

伊東市大原2-1-1

伊東市役所 産業課内

応援給付金担当あて

【お問い合わせは、伊東市役所産業課】

応援給付金特設ダイヤル ☎0557-52-3305

（期間：4月5日～5月31日）※6月1日以降は、☎0557-32-1731～1734へ

E-mail：sangyou@city.ito.shizuoka.jp

受付時間：9時～17時（※土日祝日を除く）